



い。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 3 月 3 日(月)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>)  
のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 20 点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 10 点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40 点
    - ② 対象国・地域での業務経験 6 点
    - ③ 語学力 12 点
    - ④ その他学位、資格等 12 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	森林管理や森林モニタリングシステムに係る各種業務及び調査
対象国及び類似地域	東南アジア
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

フィリピンの森林被覆率は1930年代には60%であったが、1960年代から減少が進み、現在は24%となっている。森林減少及び劣化の要因は、木材生産のための森林の過伐採や農地開発、鉱業開発、非伝統的・非持続的な焼畑農業、山火事等である。その結果、上述のとおり森林被覆率が大幅に減少したとともに、土壌流失及び水源涵養能力低下による土砂崩れ、洪水、干ばつといった自然災害や水不足を引き起こしている。近年の気候変動により被害は拡大傾向にあり、気候変動への適応対策が求められている。また、森林減少・劣化によって森林に蓄積されていた二酸化炭素も排出されるため、気候変動の緩和における森林の保全及び回復も重要視されている。

フィリピン政府は、1970年代後半から社会林業政策を開始し、1995年からはコミュニティによる森林管理（Community-based Forest Management）を国家戦略として位置づけ、地域住民による森林管理を進めてきた。また2011年には、天然林における全面的な伐採を禁止したとともに、荒廃・劣化した林地の回復を目指して国家緑化プログラム（National Greening Program 及び Enhanced National Greening Program）を開始し、植林を進めてきた。加えて2016年には気候変動対策を含めた林業開発マスタープラン（Philippine Master Plan for Climate Resilient Forestry Development）を策定し、気候変動に強靱で持続可能な森林管理と流域管理、コミュニティの回復力強化、情報管理やモニタリングシステムの改善等を掲げている。

そのような状況に対してJICAは、有償資金協力「森林管理事業」を2012年～2024年に実施し、ルソン島のマガット・カガヤン川上流域、パンパンガ川流域、パナイ島のハロール川流域の対象地域において、住民参加型の植林や森林管

理、生計改善活動等を実施することにより、森林の再生や地域住民の生計向上を図ってきた。しかしながら、事業実施地域含めフィリピンでは乾季になると森林火災が多く、また違法伐採等もあり植林後の維持管理が難しい側面がある。そのため、長期的に植栽木の劣化・焼失を防ぎ、事業効果を持続させるための対策が必要である。

上記状況をふまえ、「森林管理事業」に附帯する技術協力プロジェクトとして「持続可能な森林管理と保全のための森林モニタリング能力強化プロジェクト」が要請された。本プロジェクトを通じて、準リアルタイムの森林減少・森林火災モニタリングに関するシステム整備や住民を含めた森林管理体制を強化することで、森林や植林地の効果的な保全を実現し、もって「森林管理事業」の長期的な目的達成と事業効果の持続、及びフィリピン政府の国家緑化プログラム等での活用を通じた包括的な開発効果の向上を目指す。

本詳細計画策定調査では、本技術協力プロジェクトの実施体制、活動内容、成果、指標、及び必要な情報を収集・整理した上で、フィリピン側実施機関とプロジェクト内容を検討する。なお第一回目の詳細計画策定調査ではRDドラフトのミニッツ署名までは至らない想定であり、本調査後に、JICAによる第二回目の詳細計画策定調査（現地調査又はオンラインによる協議）を経て、ミニッツ署名を行う想定。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務（2025年3月中旬）
  - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、フィリピン側関係機関（C/P 機関等）に対する質問項目・内容を整理する。
  - ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
  - ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025年3月中旬～2025年3月下旬)

- ① フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ② 担当分野に係る情報・資料を収集し、以下について現状を整理する。
  - (ア) フィリピンの要請背景・内容、関連する計画・政策における本プロジェクトの位置付け
  - (イ) フィリピンの森林セクターの関連する開発計画、政策、制度
  - (ウ) 関連組織 (環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources: DENR) 森林管理局 (Forest Management Bureau: FMB) 及び生物多様性管理局 (Biodiversity Management Bureau: BMB)) の以下情報:
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
    - (e) 使用している情報システムや資機材
  - (エ) 宇宙庁 (Philippine Space Agency: PhilSA) の活動動向、European Union Copernicus programme in the Philippines (CopPhil) の確認、PhilSA と DENR との連携状況
  - (オ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (国連食糧農業機関 (FAO)、欧州連合 (EU)、ドイツ国際協力公社 (GIZ)、アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID)、NGO 等) の活動動向、連携の可能性
- ③ 本プロジェクトの気候変動緩和・適応との関係性を確認するため、以下について情報収集・分析を行う。
  - (ア) JICA Climate-FIT (緩和版) 「2. 森林減少・劣化対策」／(適応版) 「5. 森林・自然環境保全」等を参考にした本プロジェクト実施による温室効果ガス (GHG) 排出量削減効果の推計 (ただし、詳細計画策定調査において実施内容や成果を検討する中で上記効果の推計が難しいと思われる場合には、推計が難しい理由や背景を分析・整理する)
  - (イ) JICA Climate-FIT (適応版) 「5. 森林・自然環境保全」等を参考にした現在及び将来の気候変動の影響の予測、本プロジェクトに与える影響の評価 (気候リスク評価) 及び影響への対応策 (適

#### 応オプション)の検討

- ④ 担当分野に係る実施内容や実施体制、必要な資機材を検討する。
- ⑤ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA フィリピン事務所、日本大使館等に報告する。

#### (3) 整理業務 (2025 年 3 月下旬～2025 年 5 月下旬)

- ① 第二回目の詳細計画策定調査 (現地調査又はオンラインによる協議)でのミニッツ署名に向けて帰国後のフィリピン側とのオンライン協議に参加し、担当分野の協力内容を整理する。
- ② 担当分野の事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ③ 担当分野の PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ④ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

### 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文 3 部) :

2025 年 5 月 30 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年3月16日～2025年3月22日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より数日早く現地調査を開始し、同時に現地調査を終える予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 技術指導・森林政策 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 森林モニタリング技術分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部森林・自然環境保全グループ 自然環境保全第一チームから配付しますので、[gedn@jica.go.jp](mailto:gedn@jica.go.jp) 宛にご連

絡ください。

- ・ 要請書
- ・ 案件概要表

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ 有償資金協力「森林管理事業」報告書  
(<https://www.jica.go.jp/oda/project/PH-P248/index.html>)
- ・ フィリピン国 GX 施策推進のための情報収集・確認調査ファイナルレポート (<libopac.jica.go.jp/images/report/12383295.pdf>)
- ・ 気候変動変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT) 緩和版  
([https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html))
- ・ 気候変動変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT 適応版  
([https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html))

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上